
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 34 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 34 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 5 月 19 日開催）（以下「第 34 回作業部会」という。）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 15 号のエンドースメント手続に係る公開草案の「コメントの募集」の文案

（第 34 回作業部会）（第 34 回作業部会資料(4)-1）

2. 資料第 9 項から第 11 項に記載された「支配の移転の考え方の工事契約への適用」については、IASB が IFRS 第 15 号の開発過程で寄せられた意見発信に対応を行った結果、重要な問題はないと受け止めているが、エンドースメント手続での評価の記載により、日本基準の開発に影響がないかを確認したい。

→日本基準の開発過程でも、国際的な整合性等を踏まえ、IFRS 第 15 号での要求事項を変更する提案を行うことはしていない。なお、「支配の移転の考え方の工事契約への適用」は、作業部会において相当の時間を費やし審議した項目のため、公開草案においても記載を行いたいと考える。

3. 資料第 14 項の「開示の検討」に関する結論の箇所において、「削除又は修正」を行わないとの提案の対象が開示項目全般であることが明確になるようにしてはどうか。
4. 資料第 14 項において「削除又は修正」を行わないとする旨を 2 回重ねる必要はなく、他の項との平仄を考慮して表現を見直してはどうか。

→第 3 項、第 4 項の各委員の意見を踏まえ、文案修正の対応を行う。

IFRS 第 15 号のエンドースメント手続に係る公開草案「修正国際基準の適用(案)」の文案

（第 34 回作業部会）（第 34 回作業部会資料(4)-2、(4)-3）

審議事項(3)-6

5. 資料(4)-3 別紙 1 の解釈指針の一覧について、IFRS 第 15 号に伴う解釈指針の修正等が含まれる旨を注記する必要はないのではないか。注記する場合も、IFRS 第 15 号の発効前は当該修正等が行われる前の解釈指針が適用できないとの誤解を生じさせないように表現を再考してもらいたい。

→委員の意見を踏まえ、文案修正の対応を行う。

以 上